

17 財 第 606 号  
平成17年10月14日

各 部 ( 局 ) 長  
県 議 会 事 務 局 長  
教 育 長 様  
警 察 本 部 長  
各 委 員 ( 会 ) 事 務 局 長

総 務 部 長

平成18年度当初予算の編成について（依命通達）

本県の財政については、平成17、18年度の2年間で「緊急対応期間」と位置づけ、「財政構造改革プログラム」に基づく取組みを進めているところである。

緊急対応期間の2年目となる平成18年度当初予算においては、県内の景気が緩やかな回復基調にあることなどから、県税収入については若干の回復が見込まれるものの、地方交付税については制度の見直しにより総額を抑制していく方針が示されていることや、歳出面においては、扶助費や退職手当等の大幅な増加が見込まれることなどから、引き続き多額の財源不足が生じる見通しである。

このため、プログラムに基づくあらゆる財源確保に努めながら、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、財源不足の圧縮に取り組んでいくものとする。

また、現場の創意工夫を生かしながら、各部局において自主的・主体的に事務事業を見直し、再構築が図られるよう、枠配分による予算編成を行うとともに、子育て支援など次代を拓く仕組みづくりなど部局の枠を越えた取組みがますます重要となっていることから、限られた財源の重点推進分野等への配分を徹底することにより、メリハリのある予算編成を行うものとする。

平成18年度当初予算の要求に当たっては、以上のような状況を十分認識するとともに、下記事項に留意し、別紙により予算見積書を提出するよう、命により通達する。

## 記

### 第1 基本的事項

#### 1 予算編成の基本的考え方

財政構造改革プログラム及び下記の事項を踏まえ、平成18年度の予算編成を行う。

- (1) 当初予算は、年度間の見通しに立った予算の編成を行うものとし、年度途中における予算補正は原則として行わない。
- (2) 各部局毎に部局編成予算枠を設定することから、部局内で十分検討、調整のうえ、予算編成を行うものとし、年度間を通じ当該予算枠の範囲内で対応すること。また、現場の創意工夫がより事業内容に反映されるよう、出先機関との間で十分調整を行うこと。
- (3) 全ての事業について例外なく見直しを行い、廃止・縮小すべき事業と充実・強化すべき事業とを十分見極めながら、メリハリのある事業の構築を図ること。
- (4) 新規施策及び歳出の増加を伴う施策の再構築については、スクラップ・アンド・ビルドの原則を遵守し、終期到来事業や県関与の必要性が薄れた事業など、既存施策の廃止、縮小などにより財源の確保を図るとともに、既に実施を決定した事業や設計、建設に着手した事業についても、可能な限り事業規模の見直しや進捗調整を行うこと。
- (5) 施設整備に当たっては、既存施設の活用を十分検討するとともに、施設の新設、統廃合によって不用となることが想定される土地等については、処分も含め活用計画の事前策定を徹底すること。新規の施設整備事業については、原則として構想策定を含め具体的な事業には着手しないこと。
- (6) 要求額の見積りに当たっては、これまでの積算方法にとらわれることなく、多額の不用残が生じているものや過去の伸び率を機械的に乗じているものについては、抜本的な見直しを行ったうえ、適切な所要額を計上すること。

特に事務的経費などの内部管理経費については、事務執行方法の改善などあらゆる創意工夫により、庁舎等の施設の維持管理経費については、委託業務の包括化・集約化や、維持管理方式の提案を含めた契約方法や競争性を担保する契約方法の見直しなど、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、執行段階での削減を踏まえた予算計上を行うこと。

なお、経費の見積りに当たっては、別途通知した「予算基準単価表」によること。

- (7) スプリングレビュー、政策評価、公共事業評価及び包括外部監査の対象となった事業については、それらの結果を踏まえた見直しを徹底すること。
- (8) 国の予算、制度に関わる施策については、構造改革の動きの中で大きく変わることが想定されることから、予算編成の動向について情報収集を積極的に行うこと。特に、概算要求基準額の2割増までの要望が認められていることなどを踏まえ、安易に財源としての活用や制度導入を進めることのないよう注意すること。なお、国庫補助負担金が廃止・縮小されるものについては、地方の事務として税財源が明確に移譲される

ものを除き、原則として県負担への振替えは認めない。

(9) 市町村合併の動向を十分に踏まえ所要額の積算を行うこと。

(10) アウトソーシング推進実行計画に基づき、県が直接実施すべき業務以外の業務について、費用対効果を十分検討しながら、外部委託を推進すること。

## 2 部局編成予算枠

各部局が編成する予算の額は、3及び4に掲げる経費を除き、各部局につき、一般財源（公共施設等整備基金繰入金、社会福祉施設整備基金繰入金、原子力防災対策等基金繰入金及び交通安全対策特別交付金を含み地域再生債、財政健全化債以外の県債を除く。）ベースで配分するものとし、その額は別途通知する。

(1) 部局編成予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだ上で各部局に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、各部局内において十分調整し、見積書を提出すること。

(2) 部局枠の予算編成に当たっては、県民ニーズを的確に踏まえたうえで、部局の編成方針を策定し、既存事業の自主的な見直しを進め、事業の再構築、重点化を図ること。

なお、各部局の編成方針を踏まえた取組みの公表を検討していること。

(3) 部局編成予算は、原則として部局の自主的な編成に委ねるものであるが、多大な後年度負担を伴う事業など別途通知する事業については、従前の取扱いにならない、財政グループにおいて査定を行うものであること。

(4) 後年度負担を生じる事業については、後年度負担の増加分を財源的に確保することは行わないので、将来の見込みを踏まえ慎重に対応すること。

(5) 法令・条例等により県の負担が義務づけられている経費については、8月に実施した調査に基づき所要額を配分するが、予算編成の中で積算を精査の上、配分額を確定する。

(6) 法令条例経費、部局事業調整費とその他の経費との間で配分された予算枠を調整することは認めない。

(7) 投資的経費の県債については、財政構造改革プログラムの趣旨を踏まえ、前年度以下に抑制すること。

## 3 公共事業費

(1) 部局編成予算枠とは別に枠配分を行う。なお、公共事業費についても、現時点における最大限の歳入を見込んだ上で配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、十分調整のうえ、予算見積書を提出すること。

(2) 予算計上に当たっては、施工箇所毎に事業の緊急性、費用対効果等の観点から検討を加え、事業の重点選別化、優先順位の明確化等を図るとともに、事業規模の適正化やコスト縮減を更に進めるなど、事業の効率化による事業量の確保に努めること。

(3) 配分枠は、別紙のとおり。

#### 4 個別調整経費

(1)重点政策枠 (2)人件費 (3)公債費 (4)扶助費(間接扶助を含む) (5)基本計画が認められている事業に係る経費

なお、上記経費にあっても、個々の事業ごとに厳しく見直しを行っていく考えであり、厳正に見積もること。

#### 5 組織横断による予算策定について

「連携目標による行政運営システム」の所管テーマに係る基本方針事業については担当理事、以下の事業についてはそれぞれの関係参事等とあらかじめ協議した上で見積書を提出すること。その他の事業についても、領域やグループの枠組みにとらわれることなく組織横断的視点での事業構築に努め、他に関連する事業については関係参事と協議調整を行い、関連事業との整理、連携・調整を十分に図ること。

- (1) 組織の改編及び人員体制の変化を伴う事業、さらには、人員体制等の変化を伴わない事業にあっても、情報・電算システムの開発、各種業務の民間委託等、業務執行の高度化や簡素・効率化に資するものについては行政経営グループ参事
- (2) 関与指针对象公社等に対する補助金等については行政経営グループ参事
- (3) 市町村に新たな財政負担をもたらす事業等については市町村財政グループ参事
- (4) 土地(農林水産部、土木部関係の公共事業用地を除く。)に係る買入れ、所管換え、借入れ等を伴う事業については公有財産グループ参事
- (5) 県の施設に係る営繕工事費の見積りについては営繕グループ参事
- (6) 情報・電算システムの開発、OA機器の導入及び電算業務の民間委託等イグドラシルプランの推進に関する事業、営繕工事に伴う世界樹関連工事については電子社会推進グループ参事
- (7) 新聞、テレビ、ラジオ及び雑誌等を活用する広報事業については県政広報グループ参事

#### 6 予算の再調整

来年度の歳入については現時点における最大限の見積りとしているものであり、今後地方財政対策等の内容が明らかになった時点において、さらに財源不足が生じる場合には、各部局の予算を再調整する場合があること。

### 第2 歳入に関する事項

財政構造改革プログラムの趣旨を踏まえ、使用料・手数料の見直し、県設置基金の活用、未利用財産の処分、収入未済額確保など、積極的に歳入確保対策に努めること。

予算の計上に当たっては、根拠法令や過去の実績などを十分に踏まえ、下記の点に留意し適切に見積もること。

( 個別的事項 )

- 1 分担金・負担金については、事業の性格、受益の限度等を十分検討すること。
- 2 使用料・手数料については、受益者負担の原則に基づき、別途通知するところにより見直しを行うこと。
- 3 基金については、現在の低金利の状況を踏まえ、効果的な運用を積極的に進め、事業に必要な基金運用益の確保に努めること。なお、事業を実施するための所要財源確保のため、果実運用型基金の取崩しについても検討すること。
- 4 財産収入については、財産貸付料や生産物売払価格の見直しを行うこと。
- 5 単年度貸付金に係る利子収入は、原則として一般財源使用可能額とすること。
- 7 県が他の団体等から事業を受託する場合は、その適否を厳正に判断した上で、人件費を含めた適正な必要経費を受託事業収入とすること。
- 8 その他の歳入については、可能な限り積極的に財源の確保を図ること。

### 第3 歳出に関する事項

- 1 人件費については、定員の「枠配分方式」を踏まえ、部局長の責任と主体性の下、実態に応じた最適な職員配置を行い、さらなる定員の削減や超過勤務時間の縮減などにより総人件費を極力抑制すること。  
人件費のうち条例定数内職員に係る分については、別途通知するところにより積算すること。  
また、総人件費抑制の観点から、条例定数以外の人件費についても厳正に見積もり、削減に努めること。
- 2 扶助費については、措置対象人員の推移、扶助基準、単価改定及び制度改正の動向を的確に把握し、決算の状況等を踏まえ適正に見積もること。
- 3 補助金については、多額の一般財源を要する事業の重点的見直しを行うほか、高率、零細、嵩上げ補助金については必要性や効果を原点から検証するなど、重点的に見直しを行うこと。  
また、市町村に対する補助については、地方分権時代に相応しい県と市町村の関係から見直しを図るとともに、民間団体に対する運営費補助については、団体の財政状況を十分に把握し、自立的な運営が可能となるような支援や、奨励的な補助についてはその事業が軌道に乗るまでの補助を基本とするなどその在り方を見直すこと。
- 4 委託料については、その必要性、効果、積算内容、委託先等について徹底的に見直しを行い、効率化に努め、必要最小限度において見積もること。  
特に、調査研究等の委託については、県自ら実施できないかの検討も含め、その必要性について厳しく精査するとともに、特に高度な専門的知識を必要とする場合や大幅な経費削減が見込まれる場合に限るものとする。なお、この場合においても、経費や調査項目等の見直しを行うものであること。
- 5 公社等外郭団体に対しては、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」に基づき、

県との役割分担の明確化を図りながら、自立的・主体的な経営の促進を図る観点から、財政的関与は必要最小限に止めること。

- 6 印刷物については「印刷物の電子化に関する指針」に基づいて取り組み、削減を図ること。
- 7 公用車の更新については、更新基準に基づき、現有公用車の有効活用を図ること。
- 8 維持補修費については、施設の現況、投資的経費との関連、緊急性等を検討するとともに、労務単価の動向等にも留意し、適正に見積もること。
- 9 情報・電算システムについては、利用状況を厳しく精査し、有効性に乏しいシステムは廃止、統合を行うとともに、維持管理経費についても入札・契約方法の見直しにより削減に努めること。  
特に、新規開発にあたっては、既存システムとの整合性、運用経費も含めた費用対効果等について徹底的な検証を行ったうえで必要最小限度で見積もること。
- 10 広報事業、キャンペーン、イベントなどのソフト事業については、費用対効果などについて徹底的な検証を行い、効果の薄い事業については、休廃止、統合等を検討するとともに各部局・民間等との連携等により効率的な実施に努めること。
- 11 債務負担行為については、後年度の財政運営に支障を来すことのないよう、事業内容、負担限度等を十分検討のうえ、見積もること。
- 12 継続費設定事業についても、事業の点検・見直しを行うものとし、契約締結等により事業費が減額となる見込みのものについては、所要額で見積もること。

#### 第4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計の予算編成については、上記に準ずるとともに、採算性の向上、経営の健全化を旨として一層の経費の節減・合理化を図った上で、安易に一般会計からの繰入れを行うことのないよう見積もること。